

群馬大学大学院共通科目に関する内規

	平成30. 4. 1	制	定
改正	平成30.10. 1	平成31. 4. 1	
	令和元.10. 1	令和 2. 4. 1	
	令和 2.10. 1	令和 3. 4. 1	
	令和 3.10. 1	令和 4. 4. 1	
	令和 5. 4. 1	令和 6. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第12条第2項の規定に基づき、大学院共通科目に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 大学院共通科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、大学院共通科目を履修しようとする場合は、所属する研究科、学府又は学環（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、履修手続を行わなければならない。

(単位の取扱い)

第4条 学生が修得した大学院共通科目の単位は、所属する研究科等の定めるところにより、当該研究科等の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

授業科目	単位数	備 考
Research Skills-Presentation and Writing (効果的なプレゼンスキルとライティングスキル)	2	
レギュラトリーサイエンス概論	2	
意思決定科学特論	2	情報学研究科（修士課程）
グローバル地域創生特論	2	
先端応用情報学特講 A	1	
先端応用情報学特講 B	1	
先端応用情報学特講 C	1	
先端応用情報学特講 D	1	
先端応用情報学特講 E	1	
先端応用情報学特講 F	1	
先端応用情報学特講 G	1	
先端応用情報学特講 H	1	
先端応用情報学特講 I	1	
先端応用情報学特講 J	1	
研究倫理（講義）	1	医学系研究科（修士課程，博士課程） 保健学研究科（博士前期課程，博士後期課程）
研究倫理（Eラーニング）	1	
放射線生物学	1	医学系研究科（修士課程）
放射線基礎物理学	2	
放射線計測学講義	2	
情報処理学・画像工学	2	
医学物理実習	1	
医学物理演習	1	
重粒子線治療講義	2	

授業科目	単位数	備 考
MOT特論	2	理工学府（博士前期課程）
経営工学特論	2	
アントレプレナーシップ特論	2	
医工連携特論	1	
医理工連携重粒子線治療の物理と医学特論	2	
研究人材就業力養成基礎	2	
実践アントレプレナーシップ特論	1	
実践研究リーダーシップ特論	1	
次世代モビリティ技術	2	研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター
次世代モビリティ高度交通システム	2	
次世代モビリティ社会の変化と可能性	2	
バイズ統計学特論	2	数理データ科学教育研究センター
データサイエンス応用・Pythonプログラミング演習	2	
データサイエンス応用・画像データ解析演習	2	
データサイエンス基礎・Pythonプログラミング	2	
Pythonによる数理解析	2	
画像処理と実践応用演習	2	
食の安全特論	2	
生活習慣病と食健康科学特論	2	
実践食品イノベーション特論	2	
食品科学特論	2	
食品生産工学特論	2	
食健康医科学特論	2	
バイオデータ解析・統計特論	2	